平成25年７月31日
（最終改訂：令和２年４月１日）
金融庁

金融商品取引業等に関するＱ＆Ａ

（問１）金商業者等は、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（以下「英文開示銘柄」という。）を取引する場合において、顧客（特定投資家を除く。）に対し、その旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付をしないで英文開示銘柄の取引を行ってはならないこととされていますが、①英文開示銘柄の把握や②取引時までの文書の交付が容易ではないといった実務上の問題に対応するため、どのような取扱いが考えられるでしょうか。

（答）

英文開示銘柄については、投資者保護を図るため、英文開示銘柄と日本語による開示銘柄との間の誤認防止の観点から、顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付（注）することが金商業者等に義務付けられています（金融商品取引法第38条第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第１項第25号）。

（注）文書の交付については、契約締結前交付書面をWEBで提供する方法に準じた方法による提供を含みます。以下同じ。

ご指摘の実務上の問題については、以下のような取扱いをすることとすれば、必ずしも説明・文書交付義務に違反することとはならないと考えられます。

（１）発行開示における英文開示銘柄の取扱い

英文開示銘柄の取引を行う前に、英文開示銘柄である旨の説明を行う（説明義務）とともに、英文開示銘柄である旨を記載した開示書類の要約の翻訳文（又は契約締結前交付書面・目論見書など）を交付する（文書交付義務）。

（２）継続開示における英文開示銘柄の取扱い

あらかじめ、以下の事項を記載した書面（契約締結前交付書面など）を交付する（文書交付義務）とともに、英文開示銘柄の取引を行う前に、英文開示銘柄である旨の説明を行う（説明義務）。

Ａ　英文開示銘柄の一覧を確認できるURL
Ｂ　取引を行う銘柄の中には英文開示が行われる可能性のある銘柄がある旨

（注）顧客が容易に確認できる媒体（自主規制機関のウェブサイトなど）に英文開示銘柄の一覧が公表されている場合には、顧客において取引に係る有価証券が英文開示銘柄であるかどうかが容易に把握できるものと考えられます。

令和２年４月16日追加

（総合取引所関係）

（問２）金融商品取引所（金融商品取引清算機関）が、①有価証券関連デリバティブ取引、②対象商品デリバティブ取引関連取引及び③その他のデリバティブ取引に関する取引証拠金を合算して計算している場合には、金融商品取引業者等は、これらの取引に関し、金融商品取引法第 119 条の規定により顧客から預託を受けた金銭及び有価証券をどのように管理する必要がありますか。

（答）

ご質問にあるような場合には、金融商品取引業者等は顧客から預託を受けた金銭及び有価証券について、①に関しては金融商品取引法第 43 条の２第１項及び第２項、②に関しては同第 43 条の２の２、③に関しては同第 43 条の３に基づいて管理する必要があります。

この際に、①に係る顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。）及び②に係る商品顧客区分管理信託については、法令上、同一の要件が規定されていることを踏まえると、まとめて一つの信託契約を締結することは、法令の規定に則り、投資者保護に支障がない限りにおいて排除されるものではないと考えられます。

（問３）上記において、金融商品取引業者等が、顧客から預託を受けた金銭及び有価証券について、①又は②のいずれに属するか明確にできない場合には、金融商品取引法第 43 条の２第３項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査（分別管理監査）において、どのような点に留意して検証が行われることになりますか。

（答）

ご質問にあるような場合には、金融商品取引業者が、①と②を合わせて顧客から預託を受けた金銭及び有価証券の管理を法令に則り適切に行っている場合には、金融商品取引法第 43 条の２第１項及び第２項並びに第 43 条の２の２の規定を遵守しているものと考えられます。

これを踏まえると、金融商品取引業者が分別管理監査を受けるにあたっては、①と②を合わせて顧客から預託を受けた金銭及び有価証券の管理の状況について監査を受けることとなります。

なお、金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 142 条第１項において、その所属する金融商品取引業協会の規則（協会規則）の定めるところにより、毎年一回以上定期的に、分別管理監査を受けなければならないとされていますので、具体的な基準や手続等については、協会規則等をご参照ください。